

認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関

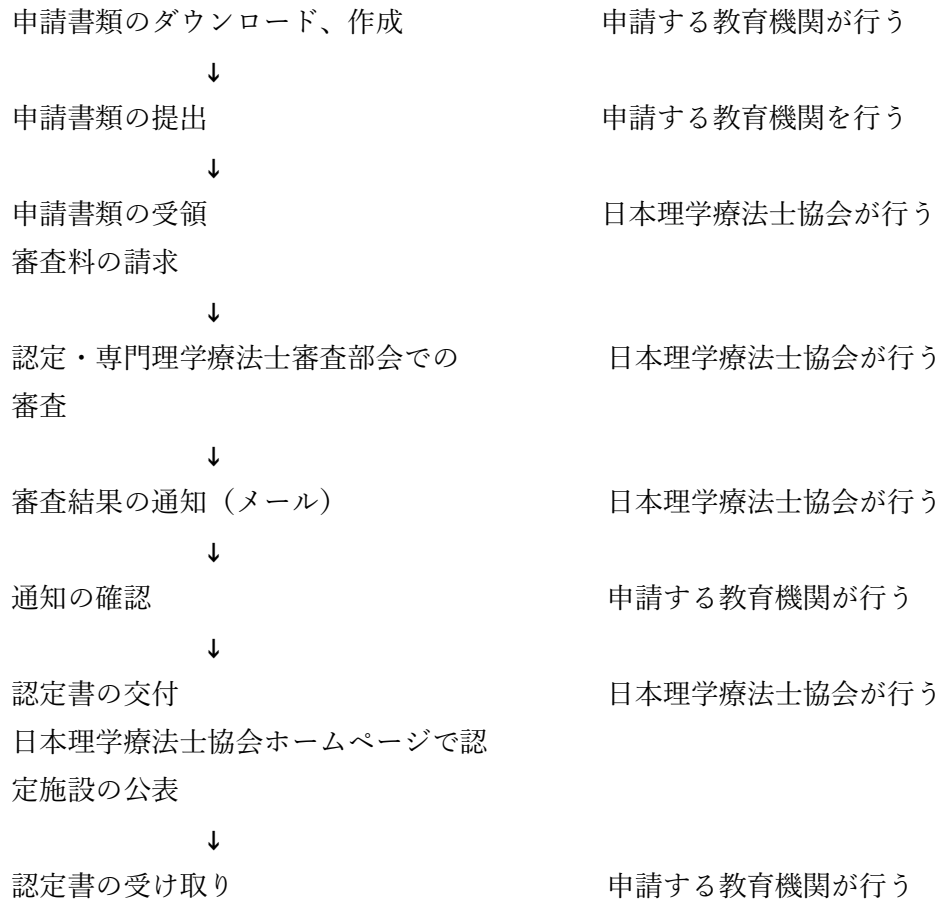
申請要項

(2022 年度申請受付分)

公益社団法人日本理学療法士協会 Ver.1

## I. 認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関（以下、「教育機関」）認定の流れ

### 1. 認定（開講前年）・認定更新審査（資格の満了となる年度）



## II. 教育機関認定審査、更新の実施要綱

### 1. 認定審査

#### 1) 目的

教育機関として申請された教育機関が教育機関認定の要件を実際に満たしていることを審査する。

#### 2) 審査時期

初回審査は研修開始の前年度とする。

#### 3) 審査内容と方法

教育機関から提出された申請書の内容が、機関認定の要件と審査項目（別表 1）を満たしているかどうかを認定・専門理学療法士審査部会が審査する。

#### 4) 審査結果および通知方法

審査結果は、2月頃にメールで教育機関に通知する。

#### 5) 再申請の手続き

教育機関認定の要件を満たしていなと判定された教育機関は再申請を行うことができる。

### 2. 認定更新

#### 1) 目的

教育機関の更新を申請した教育機関の資格を更新する。

#### 2) 審査時期

教育機関認定の有効期間（5年間）満了の前年とする。認定更新審査を受けなかったときは、資格を喪失する。

#### 3) 審査内容と方法

教育機関から提出された申請書の内容が、教育機関認定の要件と審査項目（別表 1）を満たしているかどうかを認定・専門理学療法士審査部会が審査する。

#### 4) 審査結果および通知方法

審査結果は、2月頃にメールで教育機関に通知する。

## III. 教育機関認定審査の申請方法

### 1. 申請期間

毎年8月1日～9月30日

### 2. 申請方法

日本理学療法士協会ホームページ上から、申請書類をダウンロードし、期間内に申請者（教育機関管理者）のマイページから申請する。

### 3. 審査料

1申請あたり、11,000円（税込）とする。

同教育機関より複数分野申請があった場合、1申請（申請分野）ごとに審査料が生ず

る。

申請受理をもって審査料を請求する。申請後に申請取り下げを行った場合、支払いの免除または審査料の返金はされない。

## VI. 教育機関認定後の報告

### 1. 年度報告

教育機関として認定された機関は、認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関 実施報告書・会計報告書（別に定める）の内容に関し年度報告を行う。

### 2. 次年度予定報告

教育機関として認定された機関は、次年度に予定する研修がある場合、以下の次年度予定報告を行う。

必須提出項目

- 1) 開講予定と対象者等（様式1）
- 2) 収支予算（様式3）
- 3) 科目担当講師リスト（演習補助講師を含む）（様式4）
- 4) 開講する選択科目（様式4）

変更がある場合に提出

- 1) 申請者（教育機関管理者）、担当者（認定申請書）
- 2) 教育施設・教材・教育機器（様式2）
- 3) 科目担当講師（演習補助講師を含む）の経歴（様式5）

## 別表1 機関認定の要件と審査項目

教育機関として認定されるためには、次の各項目に定める要件を満たしていなければならない。また、既に認定された機関が、他の認定理学療法士分野の教育機関として認定されるためには、その都度教育機関の認定審査を受けなければならない。

教育施設の認定に際しては、認定・専門理学療法士審査部会は、認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関認定申請書（別紙資料）をもとに、審査を行う。各項目の審査対象資料を示す。

項目	要件	審査対象となる資料
I. 教育組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定理学療法士教育課程として適切な組織である（保健・医療・介護施設、教育施設、都道府県の理学療法士会など）。</li> <li>2. 教育機関管理者、会計責任者、担当者が示されている。教育機関管理者と会計責任者は別の者を置くこと。</li> <li>3. 教育機関管理者は本会会員（在会会員）とし、申請時点で申請組織に属していること。</li> </ol>	認定申請書
II. 認定分野	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開設する分野は、認定理学療法士分野として認められている。</li> </ol>	様式1 開講予定
III. 教育課程 1. カリキュラム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定理学療法士の教育を均質にするため、『臨床認定カリキュラム』（別表2）を遵守したものである。</li> <li>2. 必須15コマ、選択5コマ以上の受講を修了要件としている。</li> </ol>	様式4 管理者・講師リスト
2. 教育期間、研修形式	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対面研修、オンライン（生中継、録画）での教育期間は、4日から7日程度とする。原則として日中の連続した教育期間とするが、土・日曜日等の分散開催も可とする。</li> <li>2. オンライン（オンデマンド）の視聴期間は目安として10日間以上とする。</li> </ol>	様式1 開講予定
IV. 募集定員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 募集定員が教育施設、カリキュラムにとって適切である。</li> </ol>	様式1 開講予定 様式2 教育施設

<p>V. 講師</p> <p>1. 講師要件</p>	<p>1. 講師は以下に該当していること。理学療法士については、休会者、会員権利停止者、取得見込者は該当しない。</p> <p>1) 講師の中で1人以上は開講する認定理学療法士分野の認定理学療法士、もしくは、関連した専門理学療法士を有していること。</p> <p>2) 認定・専門理学療法士を有していない理学療法士が講師を行う場合、登録理学療法士を有していること。</p> <p>3) 2) に該当する場合は、当該科目・分野において以下の①~③いずれかの条件をみたすもの</p> <p>①理学療法実践力を有する者(当該分野の臨床実践経験が概ね5年以上あることが望ましい)。</p> <p>②当該科目・分野においてに教育上の能力を有する者(教育経験として、大学、大学院、短期大学、専門学校の講師、非常勤講師、もしくは日本理学療法士協会、都道府県理学療法士会が開催した講習会・研修会の講師歴があることが望ましい)。</p> <p>③当該科目・分野において学術業績を有する者(筆頭演者で学会発表が2回以上、もしくは、自身が執筆した著書か筆頭学術論文が1編以上あることが望ましい)。</p> <p>4) 理学療法士以外が講師を行う場合は、上記と同等以上の能力が認められた者。</p> <p>5) 講師は3名以上で構成されていること。</p> <p>2. 演習補助講師は登録理学療法士を有していること。休会者、会員権利停止者、取得見込者は該当しない。</p>	<p>様式4 管理者・講師リスト</p> <p>様式5 科目担当講師の経歴(開講分野の認定・専門理学療法士を有している講師は提出不要)</p>
-----------------------------	--	---

<p>VI. 教育施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対面で開講する場合、講習が行える講義室が使用可能であること（講義室の収容人数が募集定員に関係スタッフ数を合わせた数以上であること）。</li> <li>2. 対面で演習を行う場合、演習が実施できる演習室を使用可能であること（演習室の収容人数が募集定員に関係スタッフ数を合わせた数以上であること）。</li> <li>3. 教育上必要な機器備品が整備されている。 対面で開講する場合：視聴覚機器、演習時に必要な機器、情報機器など オンラインで開講する場合：インターネット環境、PC、マイク、カメラなど</li> </ol>	<p>様式2 教育施設</p>
<p>VII. 収支</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育機関運営に必要な収入及び金額は当該教育機関の規定に基づき設定されている、もしくは、組織内で合意が取れている。</li> <li>2. 教育機関の運営収支計画が提出されている。</li> </ol>	<p>様式3 収支</p>

## 別表2 認定理学療法士臨床認定カリキュラム

認定理学療法士臨床認定カリキュラムは、教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間内に認定理学療法士に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、各認定理学療法士分野の臨床認定カリキュラムに基づき、以下を遵守する。

- 1) 到達目標は変更しない。
- 2) 講義及び演習は、90分を1コマとする。
- 3) 必須科目について
  - ・教科目名、コマ数（15コマ、22.5時間）は変更しない。
  - ・15コマ全ての履修を修了要件とする。
- 4) 選択科目
  - ・教育機関が5コマ以上（7.5時間以上）を選択して開講し、受講生はすべて履修することを修了要件とする。（6コマ開講したら、受講生は6コマすべて受講する必要がある）
  - ・教科目名は変更しない。
  - ・各分野における特定の技術など、その分野の知識・技術を広げる上で、必要なカリキュラムを設定する。

21 分野基準カリキュラムについては、別資料に掲載。